令和4年度固定資産税に関する調

(3)償却資産

ア 納税義務者数に関する調

+==	区分	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
市町の別		(人)	(人)	(人)
市計		28,393	13,453	14,940
町計		3,612	1,724	1,888
県計		32,005	15,177	16,828

イ 償却資産の価格等に関する調

(県計)

	種類	決定価格(千円)	課税標準額(千円)	
+	構築物	211,500,926	209,147,485	
市町長	機械及び装置	708,311,796	682,036,894	
が価	船舶	20,801,393	10,521,686	
格等決定	航空機	3,687	3,687	
し	車輌及び運搬具	5,417,894	5,409,783	
たもの	工具、器具及び備品	115,862,611	115,492,228	
0)	小計	1,061,898,307	1,022,611,763	
法十	総務大臣が価格等を決定し 配分したもの	457,132,026	418,615,559	
第九三条百関	県知事が価格等を決定し 配分したもの	21,845,757	20,660,397	
八係	小計	478,977,783	439,275,956	
	第743条第1項の規定により 知事が価格等を決定したもの			
	合計	1,540,876,090	1,461,887,719	
同内	市町分の額		1,461,887,719	
上訳	県分の額			

イ 償却資産の価格等に関する調

(市計)

イ 償却資産の価格等に関する調

(町計)

種類	決定価格(千円)	課税標準額(千円)		種類	決定価格(千円)	課税標準額(千円)
構築物	195,476,528	193,476,811	長が価格等決定したもの	構築物	16,024,398	15,670,674
機械及び装置	647,466,895	623,334,696		機械及び装置	60,844,901	58,702,198
船舶	18,615,677	9,747,524		船舶	2,185,716	774,162
航空機	3,687	3,687		航空機		
車輌及び運搬具	5,072,179	5,068,280		車輌及び運搬具	345,715	341,503
工具、器具及び備品	108,528,857	108,197,656		工具、器具及び備品	7,333,754	7,294,572
小計	975,163,823	939,828,654		小計	86,734,484	82,783,109
総務大臣が価格等を決定し 配分したもの	260,797,827	224,579,194	第三百二	総務大臣が価格等を決定し 配分したもの	196,334,199	194,036,365
県知事が価格等を決定し 配分したもの	21,495,616	20,321,886		県知事が価格等を決定し 配分したもの	350,141	338,511
小計	282,293,443	244,901,080		小計	196,684,340	194,374,876
生第743条第1項の規定により は知事が価格等を決定したもの			法第743条第1項の規定により 県知事が価格等を決定したもの			
슴計	1,257,457,266	1,184,729,734	合計		283,418,824	277,157,985
市町分の額		1,184,729,734	同内	市町分の額		277,157,985
県分の額			上訳	県分の額		
	構築物 機械及び装置 船舶 航空機 車輌及び連撥具 工具、器具及び備品 小計 総務大臣が価格等を決定し 配分したもの 県知事が価格等を決定し 配分したもの 小計 法第743条第1項の規定により 知事が価格等を決定したもの 合計 市町分の額	構築物 195,476,528 機械及び装置 647,466,895 船舶 18,615,677 航空機 3,687 車輌及び運搬具 5,072,179 工具、器具及び備品 108,528,857 小計 975,163,823 総務大臣が価格等を決定し 配分したもの 260,797,827 県知事が価格等を決定し 21,495,616 配分したもの 小計 282,293,443 上第743条第1項の規定により 知事が価格等を決定したもの 合計 1,257,457,266 市町分の額	構築物 195,476,528 193,476,811 機械及び装置 647,466,895 623,334,696 船舶 18,615,677 9,747,524 航空機 3,687 3,687 事輌及び運搬具 5,072,179 5,068,280 工具、器具及び備品 108,528,857 108,197,656 小計 975,163,823 939,828,654 総務大臣が価格等を決定し 260,797,827 224,579,194 県知事が価格等を決定し 21,495,616 20,321,886 小計 282,293,443 244,901,080 法第743条第1項の規定により 知事が価格等を決定したもの 合計 1,257,457,266 1,184,729,734 市町分の額 1,184,729,734	構築物 195,476,528 193,476,811 市町 長 前町 長 旅空機 3,687 3,687 3,687 事輌及び運搬具 5,072,179 5,068,280 工具、器具及び備品 108,528,857 108,197,656 小計 975,163,823 939,828,654 総務大臣が価格等を決定し配分したもの 早知事が価格等を決定し配分したもの 121,495,616 20,321,886 百円 上部が価格等を決定し配分したもの 121,495,616 20,321,886 百円 上部が価格等を決定しますが価格等を決定し 1,495,616 20,321,886 百円 上部が価格等を決定したもの 1,257,457,266 1,184,729,734 市町分の額 1,184,729,734 市町分の額 1,184,729,734	構築物	横線板及び装置 195,476,528 193,476,811 市町長 横線板及び装置 647,466,895 623,334,696 長 横線板及び装置 60,844,901